

石川県教育委員会事務局等組織規則 新旧対照表

改正案

名称	位置	所管区域	内部組織		分掌事務
			課	係	
小松教育 事務所	小松市島 田町	江沼郡、 加賀市、 能美郡、 能美市、 小松市	総務課	庶務係	1 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 2 市町村立小学校、中学校及び養護学校の教職員の人事に関すること。
金沢教育 事務所	金沢市広 坂二丁目	石川郡、 白山市、 河北郡、 かほく市、 金沢市	管理課		3 市町村立小学校、中学校、養護学校及び定時制高等学校の教職員の給与に関すること。 4 市町村立幼稚園、小学校、中学校及び養護学校教育の指導に関すること。
中能登教 育事務所	七尾市小 島町	羽咋郡、 羽咋市、	指導課		

第三章 出先機関
（出先機関の名称、分掌事務等）
第十条 出先機関の名称、位置、所管区域、内部組織及び分掌事務は次のとおりとする。

現行

名称	位置	所管区域	内部組織		分掌事務
			課	係	
小松教育 事務所	小松市島 田町	江沼郡、 加賀市、 能美郡、 小松市	総務課	庶務係	1 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 2 市町村立小学校、中学校及び養護学校の教職員の人事に関すること。
金沢教育 事務所	金沢市広 坂二丁目	石川郡、 松任市、 河北郡、 かほく市、 金沢市	管理課		3 市町村立小学校、中学校、養護学校及び定時制高等学校の教職員の給与に関すること。 4 市町村立幼稚園、小学校、中学校及び養護学校教育の指導に関すること。
中能登教 育事務所	七尾市小 島町	羽咋郡、 羽咋市、	指導課		

第三章 出先機関
（出先機関の名称、分掌事務等）
第十条 出先機関の名称、位置、所管区域、内部組織及び分掌事務は次のとおりとする。

奥能登教 育事務所	輪島市三 井町	鹿島郡、 七尾市	社会教 育課	5 社会教育の指導に關 すること。 6 教育調査及び報告に 關すること。 7 市町村教育委員会と の連絡、指導に關する こと。 8 その他教育委員会が 特に定める事務に關す ること。
--------------	------------	-------------	-----------	--

第四章 教育機関等

(教育機関等の名称、分掌事務等)

第十二条 教育機関等の名称、位置、内部組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

一、二 略

三 青年の家

名称	石川県立白山青年の家	位置	白山市八幡町	分掌事務	団体宿泊訓練により健全な青年の育成を図るための研修等に関する こと。
----	------------	----	--------	------	---------------------------------------

奥能登教 育事務所	輪島市三 井町	鹿島郡、 七尾市	社会教 育課	5 社会教育の指導に關 すること。 6 教育調査及び報告に 關すること。 7 市町村教育委員会と の連絡、指導に關する こと。 8 その他教育委員会が 特に定める事務に關す ること。
--------------	------------	-------------	-----------	--

第四章 教育機関等

(教育機関等の名称、分掌事務等)

第十二条 教育機関等の名称、位置、内部組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

一、二 略

三 青年の家

名称	石川県立白山青年の家	位置	石川郡鶴来町	分掌事務	団体宿泊訓練により健全な青年の育成を図るための研修等に関する こと。
----	------------	----	--------	------	---------------------------------------

四、五 略

六 少年自然の家

名称	石川県立白山ろく少年自然の家	位置	白山市瀬戸	分掌事務	1 少年の集団宿泊訓練並びに体育、レクリエーション及び野外活動の指導に関すること。
名称	石川県立鹿島少年自然の家	位置	鹿島郡中能登町	分掌事務	2 少年教育指導者及び少年団体リーダーの研修に関すること。
名称	石川県立能登少年自然の家	位置	鳳珠郡能登町	分掌事務	

七、八 略

四、五 略

六 少年自然の家

名称	石川県立白山ろく少年自然の家	位置	石川郡尾口村	分掌事務	1 少年の集団宿泊訓練並びに体育、レクリエーション及び野外活動の指導に関すること。
名称	石川県立鹿島少年自然の家	位置	鹿島郡鹿島町	分掌事務	2 少年教育指導者及び少年団体リーダーの研修に関すること。
名称	石川県立能登少年自然の家	位置	珠洲郡内浦町	分掌事務	

七、八 略

